



森 林 第 180 号

令 和 2 年 7 月 8 日

環境ふれあい課長 様

森林計画課長 様

森林整備課長 様

森林保全課長 様

森林・林業研究センター長 様

林業振興課長

林業労働災害防止の徹底について

このことについて、先月、草刈り作業中に、蜂刺されによる死亡災害が発生しました。また、今月に入って、電線にかかった倒木の除去作業中に、作業員が伐採した倒木が跳ね上がり、作業員が材の下敷きとなる死亡災害が発生しました。いずれも林業労働災害ではありませんが、林業作業中にも起こり得る災害となっています。

これから時期は、林業現場において、蜂刺されや、風倒木処理など危険度の高い作業が増加することと思われます。

林業労働災害を防止するため、関係団体及び各農林事務所へ、林業経営体の指導を依頼したところです。

については、貴職においても、所管事業等の実施経営体に対し、下記事項について、より一層の指導をお願いします。

記

- 1 事業者は、蜂刺されのおそれのある場所で作業させる場合は、防護網や防護手袋等を作業者に着用させるとともに、あらかじめ医師による蜂アレルギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業員には、アドレナリンの自己注射の処方及び交付を受けさせた後、当該作業地に携行させること。
- 2 事業者は、風倒木等の伐倒困難木の処理作業は、事前にリスクアセスメントによる危険の洗い出しや低減対策等を行ったうえで、熟練者の指導の下、複数人員で作業を行わせること。

担当 林業振興班

電話 5-100-3618